法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-03-14

幕府鷹場と江戸の町

NESAKI, Mitsuo / 根崎, 光男

```
(出版者 / Publisher)
法政大学人間環境学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
人間環境論集 / 人間環境論集
(巻 / Volume)
15
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
208(19)
(終了ページ / End Page)
173(54)
(発行年 / Year)
2014-12
(URL)
https://doi.org/10.15002/00010421
```

期

幕府鷹場と江戸の町

はじめに

な い2 展開 幕府鷹場の研究では、 h 遷や化政期から幕末期までの放鷹制度の推移についてはあま くの成果を上げてきた。 えに政治的・ 意見の一 広域支配論 、研究が進んでおらず、また鷹狩りの意義、 った鷹狩り・鷹場の基本的な理解をめぐっても研究者間で 周辺に設定された幕府鷹場の研究は、これまで制度論 鷹場は本質的に 個別の問題関心に沿って多様な視点から進められ、 致が見られていないなど課題も少なくない。従来の 御捉飼場を含めたトー 社会的特質を究明していく必要がある。 地域編成論、 江戸周辺の御拳場に偏重した鷹場論が 「鷹狩りの場」であり、 しかし、 権力編成論、 タルな鷹場研究はきわめて少 幕府鷹場の範囲の歴史的変 儀礼論、 鷹場の定義と その前提のう 地域社会論 多

なかった。

した江戸の町が鷹場に設定されていることなど想定されてい廻り六筋の範囲とされ、御府内の外側の一帯であり、都市化城より五里四方鷹場惣小絵図」に示された御府内を除く江戸城より五里四方鷹場研究では、御拳場の範囲は堀江家文書の「御島見と呼ばれる幕府役人によって管轄される特徴をもっていり、将軍が鷹狩りに出かける「江戸五里四方」の鷹場であり、り、将軍が鷹狩りに出かける「江戸五里四方」の鷹場であり、

根

崎

光男

を担っていた町方もあったという。また、②享保期以降 外側に位置する町々であったとしながら、 町の鷹場 を指摘すると、 であっても鷹場の規制を受け、古町のなかには 場にかかわる負担や規制の下にあり、 場ではないが「御拳場近辺町」と呼ばれる町方が存在し、 場)との関係が究明されつつある。それによれば、 しかし、 (御拳場) 筆者が御拳場は江 山﨑久登氏によって都市・ の範囲は筆者が指摘した江戸城外濠より .戸城の外濠まで及んでいたこと そのほか郭内 そのなかには御拳 江戸と鷹場 一御鷹御用 ① 江戸 市 (御拳 宿 中 細 ຸ ກ

 餇

市 によって一元管理されていたという。 戸 制 さらに、 拳場で行われていた浪人統制は当初から在方よりも町方で強 維持するための装置としても機能していた」とされる。 ための制度として機能する一方、 てくる」とともに、「鷹場は、 固に実施され、規制の基準も段階的に強化されていたという。 も江 城門外明地でも実施され、 問題に対応するための鷹場制度という、 戸 ③享保期以降、 の町方では御拳場のみならず「御拳場近辺町」 御拳場で行われていた犬取扱い 宝暦期には犬の取り捨てが鳥見 江戸を中心とした地域編成の 江戸という都市そのものを これらのことから、「都 新たな像が見え や江 0 規

場機能 周辺で広く統制されるようになった。 場の維持管理上支障をきたしていた浪人・犬の問題はこれ 幕府鷹場は江戸の都市問題を解決するためのものではなく、 関係について新しい事実と知見を示したが、 摘した江戸町方における犬繋ぎ義務、 解決するために、 た地域に設定されたものである。このため、享保期以降、 軍 . 育禁止などは御拳場である江戸周辺農村でも行われて このように、 の鷹狩りを遂行するために江戸の町方やその周辺を含め の捉え方には 山﨑氏は江戸の町と幕府鷹場 鷹場であるか否かを問わず江戸 疑問点が少なくない。言うまでもなく、 たとえば、 犬の取り捨て命令、 鷹場や都市の鷹 (御拳場) との 町 山﨑氏が指 方やその 犬 を 鷹

将

た。 のである。 て鷹場維持管理上の諸課題の解決に協力することはありえた た目付や町方支配を担当した町奉行所が、 れていたわけではない。実際に、 して効果を生むものであり、 徹しえず、 犬取扱い 御拳場ではない江 の規制は御拳場という地域的枠組みだけでは貫 江戸 戸の 江戸の武家支配にかかわ の町方だけが特別に強化 町方を含めて一体的に実施 鳥見の要請に応じ

明をめざす方向性と、 明をめざす方向性を持つようになったといってよ その後の放鷹制度研究は大別すると、鷹狩り・ 示し、再検討の必要性を説いた。この伊藤氏の指摘を受けて、 鷹場によって一元化されていたとする見解に対して疑問を提 よって規定されていることや、 鷹場の定義が鷹狩りの場という本質から離 ところで、 かつて伊藤好一氏は、 鷹狩り・鷹場とかかわる周縁課 江戸周辺地域の支配や負担が 従来の研究で提起された れて、 鷹場の本質解 その属性に |題の究

が て江戸町方での鷹場規制と鷹場負担の特質解明といっ たとき、 した方向から江戸の町と幕府鷹場 残されており、本稿ではそれらの課題を究明していきたい 筆者は、 江戸 主として前者の立場で研究を進めているが、 0 町の鷹場 御 学場) (御拳場) 0) 範囲 とその との関係を考え が機能

か

江 戸 の 单 ゥ 幕 府鷹場

場内 13 鷹 一狩りで かかわ 享保期 、城にもっとも近い鷹場が御拳場であり、 間に幕 0 以降 る儀礼の対象となった。 捕獲された諸 部を御三 府が 御 関東の幕府鷹場は御拳場・御鷹捉飼場のほか、 |卿に与えた御借場が設定された。このうち 三家に貸与した恩賜鷹場、 鳥が天皇・大名などとの贈答や振 将軍のここでの また幕 府が御拳

う。

と呼ば 拳場では 括している。ここには、 を指摘した。 を裏付けるように、 ること、 れる町の存在を明らかにし、このような御拳場に含まれ に含まれていたことを確認した。 、門外明地と周辺町々のように鷹場の規制を受ける地域 方であっても、 (御拳場) も鷹場規制を受け、 内 﨑久登氏は、 n 0 また御鷹御用 ない郭内の江戸 地域のなかにも る町があって鷹場負担やその規制を受け、 さらに、 であったこと、 鷹場に関わる負担や規制を受けていること 江 江戸 戸 郭内 0 宿を担う古町 また御 城外 、城門外明地およびその周辺町 江戸城外濠より外側の地域が幕府 町の幕府鷹場について 御拳場ではない (市中) また江戸城外濠より外側の 濠より外に位置する町 鷹御用宿を担う古町があった その上で御拳場近辺町とさ の場所であっても、 0 存在を示した」 が 御拳 「根崎氏 場 さらに御 マが 近辺 Þ 地域 と総 があ 江戸 ない 0 町 説

城

町

場

P

り、 よびその周辺では鷹場の規制を受けることがみられたと とされる。 の町と御拳場近辺町とがあって鷹場 郭 内にも御拳場近辺 つまり、 江 戸 町 城外濠の外 御 鷹御用 側 Ő 0 宿請負町 地域 規制と負担 0) なかに 門外 0 明 下にあ は 御 地 お

場

絵 図^① 人地 江戸 が、 しており、 であるが、 場に設定されてい 引内に位置していないので含まれなかっ に属する町村が含まれ、 を示せば、 朱引黒引 も依然として明らかになっておらず、 なお不明である。 武家地· この 江 ,城外濠に隣接する目黒 江戸のなか 戸 (寺 ように、 に図示されており、 およびその周辺の御拳場町村については、 図12 町人地 社門前町を含む)であった。 このうち御拳場に設定されていたの ここには武家地 第1表のようになる。 に示された御府内に位置づく地域 .. の 江 鷹場 た町村は江 江 寺社地などの支配との 戸 _の 戸 町と鷹場との関係が究明され 0 それに隣接しない 前 (御拳場) これをもとに文政元年 中 の御拳場と御拳場近辺 寺社地· 戸城外 野 これによれば、 の範囲、 濠の 戸 その解明が 町 田 これは御拳場を管 人地 た。 かかわ 外 、品川 岩淵 側に位 そして鷹場支配と 11 は百姓 百姓 ず 筋 \hat{O} りについては 御拳場 冷俟たれ 置 ħ の村 葛 御拳場には Ó 町 江 地 西 の全体像 0 地 が はなは朱 0 御 戸 つ 混 町村 府内 御場 あ 五筋 HT 域

第1表 江戸城周辺の御拳場町村

筋 名			P.	斤属 村:	名		
目黒筋	中渋谷村	下渋谷村	下豊沢村	隠田村	原宿村	下高輪町	上高輪町
	三田町	飯倉町	麻布村	白金村	今里村	白金台町	桜田町
	龍土町	今井町	宮益町	芝町	金杉町	市兵衛町	谷町
	下大崎村	上大崎村	南品川宿	北品川宿	歩行新宿	上豊沢村	道玄坂
	上渋谷村						
中野筋	市ヶ谷村	早稲田村	原町	築地片町	改代町	牛込水道町	内藤新宿
	柏木村	下高田村	天龍寺門前	千駄ヶ谷村	東大久保村	西大久保村	下戸塚村
	馬場横町	馬場下町	成子町	淀橋村	源兵衛村	諏訪谷村	代々木村
	上戸塚村	葛ヶ谷村	上落合村	下落合村	角筈村		
戸田筋	関口水道町	小日向水道町	金杉水道町	白山前町	雑司ケ谷村	巣鴨町	戸崎村
	大塚町	大蔵屋敷	長崎村	中丸村	池袋村	新田堀ノ内村	今井久保村
	音羽町	石川町	下板橋宿				
岩淵筋	駒込片町	駒込村	下駒込村	谷中町	谷中本村	坂本町	龍泉寺町
	材木町	花川戸	山宿町	瓦町	聖天町	田町	山川町
	東仲町	並木町	西仲町	三間町	田原町	茶屋町	箕輪町
	橋場町	新鳥越町	山谷町	浅草町	諏訪町	駒形町	北馬屋町
	南馬屋町	六軒町	今戸町	西ヶ原村	瀧川村	中里村	上中里村
	田端村	新堀村	古川前町	金杉村	三河島村	通り新町	中村町
	小塚原町	町屋村	下尾久村	上尾久村	船方村	梶原堀内村	
葛西筋	千田新田	永代新田	平井新田	下八郎右衛門新田	上八郎右衛門新田	深川村	猿江村
	南本所村	北本所村	小梅村	石小田新田	海辺新田	砂村新田	八郎右衛門新田
	亀高村	大塚新田	中田新田	荻新田	又兵衛新田	太郎兵衛新田	久左衛門新田
	次兵衛新田	大島町	大島村	平方村	小名木村	六軒堀村	中ノ郷出村
	深川出村	柳島村	中ノ郷村	押上村	亀戸村	請地村	須崎村
	寺島村	隅田村	善左衛門村	若宮村	大畑村	木ノ下村	小村井村
	葛西村	下木下川村	上木下川村				

(註)「江戸御場絵図」(独立行政法人国立公文書館蔵)より作成。太字は文政元年「江戸朱 引黒引図」(東京都公文書館蔵)の黒引内町村を示し、細字は朱引内町村を示す。

た江 拳 御 する鳥見の支配 表 n 場) たの 異 ٤ わ すべ 人であ 村 野 0 13 0 拳場近辺町、 人地のなかには御拳場 くことにする。 4 次 で あ 同 第3表・第5表は の推移を第2表、 ていたとみられる。 は、 がどのような理由 けでもなかった。 表、 筋を事例にその所属する た町などが混在 戸 0) る。 様 てが御拳場に 城 か 外 は 第5表から検討して 由緒などと深く ったか 御拳場六筋のう 町 の規制やその しか 濠 0 明らかでな 起立や鷹場 0) それ以 らで 外 対象が百 なお、 側 そうし あ な 0 第3表 つまり、 負 外 7 る。 0 で つ 町 0 (担を ず 、かか 生 0 7 姓と V 人 町 御 起 地 n た た

御 各筋も同 散在的に分布していた。これは、 0) 把握されていたが、これが後述するように鷹場負担の賦 0 0 られている点をまずは指摘しておきたい。 方やその周辺の在方の村々を含み、 も記述内容も異なることを付言しておきたい。 も堀江家文書であり、 あり方と密接にかかわっていた。 めて小さいか、 態を示していた。また、 れぞれの町村はさまざまな領主の支配下にあって錯綜知行形 ては町方と在方を区別しておらず、 を前提に、 るのに対して、 |拳場町村数の変遷をみてみると、寛延二年(一七四九) 地域の鷹場組合は野方領町村がその主体となっていたもの 一の引継史料として作成されたものと思われ、 村々は御拳場としてほぼ面的に設定されていたが、 武蔵野・ 御拳場の町村は鷹場組合を結成していたが、 そして、 ..様の事情であったとみられる。 これらの表を検討してみると、 世 第4表は代官伊奈氏の失脚時に御拳場村 あるいは無高で土地の規模を示す反別 御拳場を管轄していたのは鳥見であるが、 田谷・府中の各領村々も含まれて構成され 村方の書上として作成されたもの 町奉行支配の町は町高の規模がきわ 目黒・ なお、 御拳場 両者とも一体的に捉え この地域では、 さらに、 戸 田 中野筋は江 また、 の設定にあ 岩淵 それらのこと その作成意図 この地 中野筋 享保期 葛西 町 戸 坪で の町 であ 方は 域 在方

第2表 御拳場中野筋の町村と石高

			1
領名	町 村 名	石高(単位:石)	支 配 関 係
野方領	早稲田村	62.73800	寺領
野方領	下戸塚村	157.00570	寺領
野方領	馬場下横町	8.65100	寺領
野方領	原町一丁目	2.31900	町奉行支配・寺領
野方領	原町二丁目	4.96100	町奉行支配・寺領
野方領	原町三丁目	6.18100	町奉行支配・寺領
野方領	築地片町	1.98000	町奉行支配・寺領
野方領	天神町	6.24100	町奉行支配・寺領
野方領	榎 町	12.17100	町奉行支配・寺領
野方領	早稲田町	7.77700	町奉行支配・寺領
野方領	中里村	30.34000	町奉行支配・寺領
野方領	馬場下町	7.64800	町奉行支配・寺領
野方領	早稲田村伝通院領	25.70020	寺領
野方領	弁財天町	2.28800	町奉行支配・寺領
野方領	下高田村	508.54670	代官所・寺領
野方領	源兵衛村	52.40066	同心給地
野方領	諏訪ヶ谷村	113.47230	同心給地
野方領	西大久保村	648.09189	同心給地
野方領	東大久保村	100.41720	同心給地
	野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野	野方領 早稲田村 野方領 下戸塚村 野方領 原町一丁目 野方領 原町二丁目 野方領 東地片町 野方領 東本町 野方領 早稲田町 野方領 再場下町 野方領 早稲田村伝通院領 野方領 中財天町 野方領 京田村 野方領 京田村 野方領 源兵衛村 野方領 西大久保村	野方領 早稲田村 62.73800 野方領 下戸塚村 157.00570 野方領 馬場下横町 8.65100 野方領 原町一丁目 2.31900 野方領 原町二丁目 4.96100 野方領 原町三丁目 6.18100 野方領 英地片町 1.98000 野方領 東神町 6.24100 野方領 早稲田町 7.77700 野方領 中里村 30.34000 野方領 早稲田村伝通院領 25.70020 野方領 中財天町 2.28800 野方領 下高田村 508.54670 野方領 諏兵衛村 52.40066 野方領 諏訪ヶ谷村 113.47230 野方領 西大久保村 648.09189

	I · · -		Г	I
		柏木村(牛込元破損町を含む)	103.00000	
	野方領			代官所・同心給地・寺領
		上落合村	215.00400	
		下落合村	140.18500	旗本領・寺領
		葛ヶ谷村	84.00000	旗本領
豊島郡		上高田村	61.80000	
豊島郡	野方領	片山村	45.50000	旗本領
		江古田村		代官所・同心給地
		上沼袋村	149.71900	代官所・旗本領
多摩郡		下沼袋村		代官所・旗本領
多摩郡		新井村	74.11700	代官所・旗本領
		高円寺村	802.07238	
多摩郡	野方領	上鷺宮村		旗本領・寺領
多摩郡		下鷺宮村		代官所・旗本領
	野方領	中荒井村	385.10300	代官所
豊島郡		中 村	66.80000	
多摩郡	野方領	井草村		旗本領・寺領
多摩郡		天沼村	119.65000	寺領
多摩郡	野方領	阿佐ヶ谷村	183.09500	寺領
多摩郡	野方領	馬橋村	358.02200	代官所
多摩郡	野方領	田端村	314.40800	代官所
多摩郡	野方領	成宗村	319.20400	代官所
多摩郡	野方領	下荻窪村	55.73500	寺社領
多摩郡	野方領	上荻窪村	267.57150	代官所・同心給地
多摩郡	野方領	遅野井村	166.00000	旗本領・寺領
豊島郡	野方領	田中村	539.28400	代官所
豊島郡	野方領	谷原村	861.97700	代官所・寺領
豊島郡	野方領	下土支田村	538.80200	代官所
豊島郡	野方領	上土支田村	758.68100	代官所
豊島郡	野方領	下石神井村	1153.49200	代官所
	野方領	上石神井村	1366.09500	代官所・寺領
豊島郡	野方領	関 村	531.04200	代官所
多摩郡	武蔵野領	西窪村	210.02300	代官所
多摩郡	武蔵野領	関前村	238.48900	代官所
多摩郡	武蔵野領	境 村	295.84700	代官所
多摩郡	武蔵野領	上連雀村	645.57300	代官所
多摩郡	武蔵野領	下蓮雀村	309.26000	代官所
多摩郡	野方領	野川村	199.45600	代官所
多摩郡	野方領	野崎村	137.87800	
多摩郡	野方領	北野村	203.13600	代官所
		上仙川村	62.50000	代官所
多摩郡		中仙川村	62.50000	代官所

				T
		下仙川村	170.00000	
	野方領	***		代官所・旗本領
	野方領	烏山村	1069.96040	代官所・旗本領
	野方領		500.00000	同心給地
多摩郡	野方領	吉祥寺村	874.07600	代官所
	武蔵野領		87.38900	代官所
		大宮前新田	472.62500	代官所
多摩郡	野方領	中高井戸村	80.75800	代官所
多摩郡	野方領	久我山村	459.27800	代官所
		上高井戸村	1037.89100	代官所
多摩郡	野方領	下高井戸村	861.46900	代官所
荏原郡	世田谷領	上北沢村	430.53100	寺領
多摩郡	野方領	和泉村	202.00100	代官所・旗本領
多摩郡		永福寺村	156.32000	代官所・旗本領
多摩郡	野方領	堀之内村	144.58000	寺領
	野方領		238.85300	旗本領・寺領
多摩郡	野方領	本郷村	256.36500	代官所・同心給地・寺領
多摩郡	野方領	雑色村	344.01600	代官所・旗本領
豊島郡	野方領	幡ヶ谷村	264.16044	代官所・旗本領
豊島郡	野方領	角筈村	720.96190	代官所
豊島郡	野方領	代々木村	805.65670	代官所・寺領
豊島郡	野方領	千駄ヶ谷村	295.36000	代官所・寺領
豊島郡	野方領	市ヶ谷町	43.22367	町奉行支配・代官所
豊島郡	野方領	牛込肴町	15.52900	町奉行支配・代官所
豊島郡	野方領	牛込改代町	20.64300	町奉行支配・代官所
多摩郡	野方領	中野村	2026.10700	代官所・寺領
豊島郡	野方領	角筈村内多門院門前(家持3軒)	無高 150 坪	町奉行支配・代官所
	野方領	四ツ谷追分西方寺門前(家持4軒)		町奉行支配
	野方領	四ツ谷追分天竜寺門前(家持48軒)	無高 4500 坪	町奉行支配
豊島郡	野方領	四ツ谷追分長延寺門前(家持6軒)		町奉行支配
		内藤新宿太宗寺門前(家持 15 軒)	無高 1000 坪	町奉行支配・代官所
豊島郡	野方領	千駄ヶ谷村内聖輪寺門前(家持3軒)	無高	町奉行支配
豊島郡	野方領	西大久保村内金龍寺門前(家持12軒)	無高 5000 坪	町奉行支配
豊島郡	野方領	内藤新宿(家持 150 軒)	6町5反9畝26歩	町奉行支配・代官所
豊島郡	野方領	牛込水道町(家持27軒)	1町1反 23歩	町奉行支配・代官所
		村数 75		石高 26982.30453
ī	; †	町数 23 家持 268 軒		坪数 10985 坪
				町屋敷 7町7反19歩
(54) chrzc	omon Fil	BXX知也正工宣框 /提江宏立書 . 若		

⁽註) 寛延2年8月「中野筋御場所石高帳」(堀江家文書・首都大学東京附属図書館蔵)より作成。

第3表 御拳場中野筋町村の石高と支配関係

郡名	領名	町村名	石 高 (単位:石)	支配関係	日本橋からの距離
多摩郡	野方領	上高田村	61.80000	旗本領	3里余
多摩郡	野方領	片山村	45.50000	旗本領	3里余
多摩郡	野方領	江古田村	284.24590	代官所・同心給地	3里余
多摩郡	野方領	上沼袋村	149.71900	代官所・旗本領	3里余
多摩郡	野方領	下沼袋村	67.53199	代官所・旗本領	3里余
多摩郡	野方領	新井村	71.70700	代官所・旗本領	3里余
多摩郡	野方領	中野村	2026.10700	代官所・寺領	2里半余
多摩郡	野方領	高円寺村	802.07238	代官所	3里余
多摩郡	野方領	上鷺宮村	142.40000	旗本領・寺領	3里半余
多摩郡	野方領	下鷺宮村	527.55767	代官所	4里余
多摩郡	野方領	井草村	155.93000	旗本領・寺領	4里半余
多摩郡	野方領	天沼村	119.00000	寺領	4里半余
多摩郡	野方領	阿佐ヶ谷村	180.00000	寺領	3里半余
多摩郡	野方領	馬橋村	358.02200	代官所	3里余
多摩郡	野方領	田端村	314.40800	代官所	4里余
多摩郡	野方領	成宗村	318.92600	代官所	4里余
多摩郡	野方領	下荻窪村	55.42000	寺領	4里余
多摩郡	野方領	上荻窪村	267.57150	代官所・同心給地	4里半余
多摩郡	野方領	遅野井村	166.00000	旗本領・寺領	4里半余
多摩郡	野方領	西窪村	210.02300	代官所	5里余
多摩郡	野方領	関前村	434.14200	代官所	5里半余
多摩郡	野方領	境 村	497.85400	代官所	6里半余
多摩郡	野方領	上連雀村	645.57300	代官所	5里半余
多摩郡	野方領	下連雀村	309.26000	代官所	5里余
多摩郡	世田谷領	野川村	199.45600	代官所	5里余
多摩郡	世田谷領	野崎村	137.87800	代官所	6里余
多摩郡	世田谷領	北野村	203.13600	代官所	5里余
多摩郡	府中領	上仙川村	63.74000	代官所	5里余
多摩郡	府中領	中仙川村	62.50000	代官所	5里半余
多摩郡	府中領	下仙川村	170.00000	旗本領	5里余
多摩郡	世田谷領	給田村	223.74500	代官所・旗本領	5里余
多摩郡	世田谷領	烏山村	1069.96040	代官所・旗本領	4里半余
多摩郡	野方領	無礼村	500.00000		5里余
多摩郡	野方領	吉祥寺村	874.07600	代官所	5里余
多摩郡	野方領	松庵村	87.38900	代官所	5里余
多摩郡	野方領	大宮前新田	472.62500	代官所	5里余
多摩郡	野方領	中高井戸村	80.75800	代官所	5里余
多摩郡	野方領	久我山村	459.27800	代官所	5里余
多摩郡	野方領	上高井戸村	1037.89100	代官所	4里半余
多摩郡	野方領	下高井戸村	861.46900	代官所	4里余

					,
多摩郡	野方領	和泉村	201.78100	代官所・旗本領	3里半余
多摩郡	野方領	永福寺村	156.32000	代官所・旗本領	3里半余
多摩郡	野方領	堀之内村	144.58000	寺領	3里余
多摩郡	野方領	和田村	238.85300	旗本領・寺領	3里余
多摩郡	野方領	本郷村	256.36500	代官所・同心給地・寺領	2里半余
多摩郡	野方領	雑色村	344.01600	代官所・旗本領	3里余
豊島郡	野方領	早稲田村	62.73800	寺領	1里余
豊島郡	野方領	下戸塚村	157.00570	寺領	1里余
豊島郡	野方領	馬場下横町	8.65100	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	原町一丁目	2.31900	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	原町二丁目	4.96100	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	原町三丁目	6.18100	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	築地片町	1.98000	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	天神町	6.24100	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	榎町	12.17100	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	早稲田町	7.77700	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	中里村	30.34000	寺領	1里余
豊島郡	野方領	馬場下町	7.64800	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	早稲田村内伝通院領	25.70020	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	弁財天町・供養塚町	2.28800	町奉行支配・寺領	1里余
豊島郡	野方領	下高田村	511.78900	代官所・寺領	2里余
豊島郡	野方領	源兵衛村	52.40066	同心給地	1里半余
豊島郡	野方領	諏訪谷村	113.47230	代官所・同心給地	1里余
豊島郡	野方領	西大久保村	658.90876	同心給地・寺領	2里余
豊島郡	野方領	東大久保村	100.41720	代官所・同心給地	2里余
豊島郡	野方領	柏木村	137.95280	町奉行支配・寺領	2里余
豊島郡	野方領	元破損町	4.53100	町奉行支配	2里余
豊島郡	野方領	上戸塚村	204.27889	代官所・寺社領・同心給地	2里余
豊島郡	野方領	上落合村	215.00400	代官所	2里余
豊島郡	野方領	下落合村	140.18500	旗本領・寺領	2里余
豊島郡	野方領	葛ヶ谷村	84.00000	旗本領	3里余
豊島郡	野方領	中荒井村	385.10300	代官所	3里余
豊島郡	野方領	中 村	66.80000	旗本領・寺領	3里半余
豊島郡	野方領	田中村	539.28400		4里半余
豊島郡	野方領	谷原村	861.97700	代官所・寺領	4里半余
豊島郡	野方領	下土支田村	578.80200	代官所	5里余
	野方領	上土支田村	758.68100	代官所	5里余
豊島郡	野方領	下石神井村	1160.61400	代官所・寺領	5里余
豊島郡	野方領	上石神井村	1366.09500	代官所・寺領	5里余
豊島郡	野方領	関 村	531.04200	代官所	5里半余
	野方領	幡ヶ谷村	264.16044	代官所・旗本領	3里余
					1

豊島郡	野方領	代々木村		705.65670	代官所・寺領	2里半余
豊島郡	野方領	千駄ヶ谷村		295.36000	代官所・寺領	2里余
豊島郡	野方領	市ヶ谷町		43.22367	町奉行支配・代官所	1里半余
豊島郡	野方領	牛込肴町		15.52800	代官所・町奉行支配	1里余
豊島郡	野方領	牛込改代町		20.64300	代官所・町奉行支配	1里余
荏原郡	世田谷領	上北沢村		430.53100	寺領	4里余
豊島郡	野方領	西大久保村内金龍寺門前	無高	5845 坪	寺領	2里余
豊島郡	野方領	四ツ谷天龍寺門前	無高	4500 坪	町奉行支配・寺領	2里余
豊島郡	野方領	四ツ谷長延寺門前	無高	200 坪	町奉行支配・寺領	2里余
豊島郡	野方領	四ツ谷太宗寺門前	無高	1000 坪	町奉行支配・寺領	2里余
豊島郡	野方領	四ツ谷聖輪寺門前	無高	60 坪	町奉行支配・寺領	1里半余
豊島郡	野方領	四ツ谷西方寺門前	無高	130 坪	町奉行支配・寺領	2里余
豊島郡	野方領	角筈村内多聞院門前	無高	150 坪	町奉行支配・寺領	2里半余
豊島郡	野方領	内藤新宿	6町5	反9畝 26 歩	町奉行支配・代官所	2里余
豊島郡	野方領	牛込水道町	1町1	反 23 歩	町奉行支配・代官所	1里余
		村数 74	石高	27356.00406		
	計	町数 16	坪数	11885 坪		
		門前数 7	町屋敷	7町7反 19 歩		

(註) 宝暦8年10月「中野筋御鷹野御場所石高帳下帳」(堀江家文書・首都大学東京附属図書館蔵)より作成。

第4表 御拳場中野筋の町村と石高

領名	町村名	石高(単位:石)	領名	町村名	石高(単位:石)
野方領	早稲田村	62.73800	野方領	遅野井村	150.00000
野方領	下戸塚村	157.00570	野方領	田中村	539.28400
野方領	馬場下町	7.64800	野方領	谷原村	852.47700
野方領	馬場下横町	8.65100	野方領	下土支田村	578.80200
野方領	原町一丁目	2.31900	野方領	上土支田村	758.68100
野方領	原町二丁目	4.96100	野方領	下石神井村	1153.49200
野方領	原町三丁目	6.18100	野方領	上石神井村	1356.09500
野方領	築地片町	1.98000	野方領	関 村	531.04200
野方領	榎 町	12.17100	野方領	西窪村	210.02300
野方領	天神町	6.24100	野方領	関前村	238.48900
野方領	早稲田村之内	25.70020	野方領	境 村	295.84700
野方領	早稲田町	7.77700	野方領	上連雀村	645.57600
野方領	弁財天町	2.28800	野方領	下蓮雀村	309.26000
野方領	牛込肴町	15.52900	野方領	無礼村	500.00000
野方領	牛込改代町	20.64300	野方領	吉祥寺村	874.07600
野方領	中里村	30.34000	野方領	松庵村	87.38900
野方領	下高田村	508.54670	野方領	大宮前新田	472.62500
野方領	源兵衛村	52.40066	野方領	中高井戸村	80.75800
野方領	諏訪谷村	113.47230	野方領	久ヶ山村	459.27800
野方領	西大久保村	658.90876	野方領	上北沢村	430.53100

野方領	東大久保村	100.41720	野方領	和泉村	201.78100
野方領	柏木村	130.00000	野方領	永福寺村	156.32000
野方領	上戸塚村	201.99410	野方領	堀之内村	144.58000
野方領	上落合村	214.23500	野方領	和田村	208.85300
野方領	下落合村	140.18500	野方領	本郷村	251.36500
野方領	葛ヶ谷村	84.00000	野方領	雑色村	344.01600
野方領	上高田村	61.80000	野方領	幡ヶ谷村	264.16044
野方領	片山村	45.50000	野方領	角筈村	716.97590
野方領	江古田村	284.24590	野方領	代々木村	805.65670
野方領	上沼袋村	149.71900	野方領	千駄ヶ谷村	295.36000
野方領	下沼袋村	67.53199	野方領	市ヶ谷村	43.22367
野方領	新井村	71.70700	野方領	中野村	2002.50700
野方領	高円寺村	802.07238	世田谷領	野川村	199.45600
野方領	上鷺宮村	135.00000	世田谷領	野崎村	137.87800
野方領	中 村	54.00000	世田谷領	北野村	203.13600
野方領	下鷺宮村	525.55767	世田谷領	上仙川村	62.50000
野方領	中新井村	385.10300	世田谷領	中仙川村	62.50000
野方領	井草村	150.93000	世田谷領	下仙川村	170.00000
野方領	天沼村	119.00000	世田谷領	給田村	283.74500
野方領	阿佐ヶ谷村	180.00000	世田谷領	烏山村	1069.06040
野方領	馬橋村	358.20000	野方領	上高井戸宿	1037.89100
野方領	田端村	314.40000	野方領	下高井戸宿	861.46900
野方領	成宗村	318.92600	野方領	竹下新田	106.90200
野方領	下荻窪村	50.00000	計	村数 75	27070.65767
野方領	上荻窪村	267.57100	п	町数 13	

⁽註)寛政4年閏2月「御用留」(葛飾区古文書史料集三『中茎家文書一』)より作成。

第5表 御拳場中野筋の町村と石高

郡名	町村名	石 高	支配関係
豊島郡	牛込馬場下町	15.04300	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込馬場下横町	8.65100	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込榎町	12.17100	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込天神町・同中里町	6.24100	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込築地片町	1.98000	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込原町二丁目	9.75700	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込原町三丁目	12.15700	町奉行支配・寺領
豊島郡	早稲田村	62.73800	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込早稲田町	7.77700	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込原町一丁目	2.31900	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込中里村	30.34000	町奉行支配・寺領
豊島郡	牛込弁財天町	2.28800	町奉行支配・寺領
豊島郡	下戸塚村	157.00570	町奉行支配・寺領

eth eth 100 (1 32 et 45 m-		
豊島郡 牛込改代町		町奉行支配・代官所
豊島郡 牛込肴町	+	町奉行支配・代官所
豊島郡市ヶ谷谷町	+	町奉行支配・代官所
豊島郡市ヶ谷柳町		町奉行支配・代官所
豊島郡 千駄ヶ谷村		代官所・寺領
豊島郡代々木村		代官所・寺領
豊島郡 幡ヶ谷村		代官所・旗本領
豊島郡角筈村	720.96190	
豊島郡下高田村	549.08600	代官所・寺領
豊島郡原兵衛村	52.14089	同心給地
豊島郡 上戸塚村	201.99410	代官所・同心給地・寺領
豊島郡諏訪谷村	113.47230	代官所・同心給地
豊島郡 柏木村・成子町・淀橋町	312.98630	町奉行支配・寺領
豊島郡 牛込元破損町	4.53100	町奉行支配
豊島郡 西大久保村	669.72563	同心給地
豊島郡 東大久保村	151.08820	代官所・同心給地
豊島郡 下落合村	140.18500	旗本領・寺領
豊島郡 上落合村	214.23500	代官所
豊島郡中荒井村	385.10300	代官所
豊島郡 田中村	539.28400	代官所
豊島郡 谷原村	852.47700	代官所
豊島郡 下石神井村	1153.49200	代官所
豊島郡 上石神井村	1356.09500	代官所
豊島郡 関 村	531.04200	代官所
豊島郡 下土支田村	578.80200	代官所
豊島郡 上土支田村	758.68100	代官所
豊島郡葛ヶ谷村	84.00000	旗本領
豊島郡 中 村	54.00000	旗本領
豊島郡 内藤新宿(家持 150 軒)	町屋敷 6町5反9畝26歩	町奉行支配・代官所
豊島郡 天龍寺門前 (家持 48 軒)	町屋敷 4500 坪	
豊島郡 長延寺門前 (家持6軒)	町屋敷 200 坪	町奉行支配
豊島郡 西方寺門前 (家持4軒)	町屋敷 135 坪	町奉行支配
豊島郡 太宗寺門前 (家持 18 軒)	,	町奉行支配
豊島郡 理性寺門前(家持5軒)		町奉行支配
豊島郡 東長寺門前(家持1軒)		町奉行支配
豊島郡 牛込水道町 (家持 27 軒)	町屋敷 1町1反23歩	町奉行支配・代官所
豊島郡 千駄ヶ谷村内聖輪寺門前(家持3軒)		町奉行支配 10177
豊島郡 角筈村内多門院・長楽寺門前(家持7軒)		町奉行支配
多摩郡 中野村	2002.50700	
多摩郡 新井村	75.00700	
多摩郡 上高田村	61.80000	
多摩郡片山村	45.50000	
27-HP/THII	10.00000	NW. I. IX

多摩郡	上沼袋村	149.71900	代官所・旗本領
	下沼袋村		代官所・旗本領
	上鷺宮村	135.00000	
	下鷺宮村	527.55767	
	江古田村		代官所·同心給地
多摩郡		150.93000	
多摩郡		119.65000	
	下荻窪村	55.73500	
	阿佐ヶ谷村	180.35000	寺領
多摩郡	遅野井村	150.00000	旗本領
多摩郡	上荻窪村	267.51000	代官所・同心給地
多摩郡	成宗村	318.92600	代官所
多摩郡	田端村	314.40800	代官所
多摩郡	馬橋村	358.02000	代官所
多摩郡	高円寺村	802.07238	代官所
多摩郡	本郷村・同新田	251.36500	代官所
多摩郡	雑色村	344.01600	代官所・旗本領
多摩郡	和田村	208.85300	旗本領
多摩郡	堀之内村	144.58000	寺領
多摩郡	大宮前新田	472.62500	代官所
多摩郡	和泉村	202.00100	代官所・旗本領
多摩郡	永福寺村	156.32000	代官所・旗本領
多摩郡	1	87.38900	代官所
	中高井戸村	80.75800	代官所
多摩郡	吉祥寺村	874.07600	代官所
	久我山村	459.27800	代官所
	下連雀村	309.26000	代官所
多摩郡	上連雀村	645.57300	代官所
多摩郡		295.84700	
多摩郡		207.00000	代官所
	無礼村	500.00000	
	西窪村	210.02300	
多摩郡	関前村	238.48900	代官所
	村数 60	22994.57277	
計	町数 28 家持 269 軒	坪数 4835 坪	
		町屋敷 7町7反19歩	

⁽註) 享和元年10月「中野筋御拳場并御両卿様御借場村町石高書上帳」(堀江家文書・首都大学東京附属図書館蔵)より作成。

は 暦八年には二万七三五六石余、 八八ヵ村となり、 九八ヵ村、宝暦八年 (一七九二) には八八ヵ村、 中野筋の総石高も、 寛政期を境に大きく減少傾向を示して (一七五八)には九七ヵ村、 寛延二年には二万六九八二石余、 寛政四年には二万七〇七〇石 享和! 元年 (一八〇一) 寛 政 四

享和元年には二万二九九四石余と推移し、

寛政期以

降は

右は私共町先年

鷹

野に被為

成、

其後町屋鋪に被 右同様近町

仰付被成下候

大きく減少したが、家持数は寛延二年に二六八軒、 和元年には四八三五坪と七町七反一九歩で、 江戸町人の屋敷地は、寛延二年には一万九八五坪と七町七反 ていたとみられる。そして、 減少傾向にあった。これは幕府財政の窮乏と密接にかかわ 宝暦八年には一万一八八五坪と七町七反一九歩、 御拳場に設定されたこの地域 享和期に坪数が 享和 元年 享

> に付、 上様御

御拳場の分は勿論

に二六九軒とほとんど変わらなかった。

場絵図」 が全文を掲出することとする。 近辺町連判証文」は貴重な史料であり、 たことは確認できたのだが、 詳細を物語る史料は確認できない。その意味で、「江戸 このように、 にも記述のない四谷地域の御拳場・御拳場近辺町を る寛政五年三月の「浪人者等人別糾につき御拳場町 御府内の町村の一部が御拳場に設定され 各時期の江戸町方を含む御拳場 いささか長文である 7

> 差上申 札の 事

四 谷伝馬町三丁目

同 同所忍町 所塩町

塩町三丁 Ì

所新屋鋪六 軒 町

几 谷伝馬町壱丁目

左の私共町内

は

百 新壱丁目

同 **美丁目**

:所塩町壱丁目

所坂町上え・ 所御箪笥 町

同 同

同 同 所四谷仲町 所了覚寺門

南北伊賀町

麹町拾壱丁目 拾弐丁月

同 同 拾三丁目

(32) 195

内には浪人者井寺院出居い等当春人別相糾候所無御座、 御拳場五ヶ町并に近辺町内の裏々は勿論、 一人も無御座候に 私共支配町

付 猶又此節御改に付、 則以一札を差上候、 入念吟味仕候所、 依如件

寛政五丑年三月

拾五番組の内

右町々支配の行事 名主

同

半四郎

孫右衛門

与兵衛

同

四谷伝馬町三丁目

月行事

甚兵衛

同所忍町

同所塩町弐丁目

月行事

佐兵衛

同所塩町三丁目

月行事

治

助

月行事

勘治郎

同所新屋鋪六軒町

月行事 政右衛門

御拳場近辺町

四谷伝馬町壱丁目

月行事

勘

七

弐丁目

月行事

同所

小兵衛

同所伝馬町新壱丁目 月行事 三右衛門

月行事 宇兵衛 同所塩町壱丁目

同所坂町上下た

下た 月行事

幸

助

上え 安右衛門

同所御箪笥町

月行事 嘉 七

同所伊賀町

月行事 藤右衛門

同所了学寺門前

同所四谷仲町 月行事 治兵衛

7

月行事

者の調査を命じられ 谷伝馬町二丁 Ŧī. 寄役所に提出し 町 町 町 が 三丁目 御拳場であり、 四谷地域 に設定され 目 四谷忍町 自 几 たものである。 谷伝馬町新 几 そのうち四 几 の 一 [谷塩] [谷新] 四谷塩町一 た際の報告を町 七 人や寺 たことを示 町 残 力 屋敷六軒 町 n 丁 が連 院出 0 谷伝馬 四 目 目 |谷伝 名で 町 0) 居 目 几 兀 0 町 车

同所 同 同 所 麹町拾壱丁月 月行事 月行事 拾三丁目 月行事 善兵衛 重兵衛

第1図 四谷地域の御拳場・御拳場近辺町

道

町

Þ

が、

御

拳場 内藤新

五.

ケ 宿 町

并 向

れ

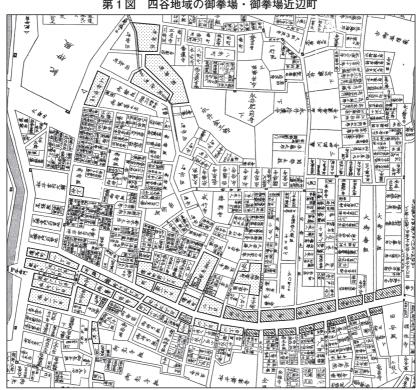
は 0

四谷

御

門

か



(註)『江戸切絵図集』(ちくま学芸文庫)より作成。

御拳場 御拳場近辺町

を結 谷麹 門前 谷坂 御 町 域 御 堀江家文書中の享和元年一〇月の「中野筋御拳場并御 は中野筋に属していたとみられるが、 5 能性が高 が存在することは確認できたが、 の御拳場五ヵ村と御拳場近辺町 かにしている 拳場近辺町の全体像は依然として不明のままである。 借場村町石高書上帳」にも記述がない。 **新上下町** 成 町 几 十三丁目の 谷仲町 前述の地域 これにより、 四谷御箪笥町 (第1図)。 四谷麹町十 一二ヵ町が御拳場近辺町であったことを明 の鷹場組合とは 四谷地域には御拳場や御拳場近辺 ここで確認できる御拳場 一丁目 四谷南北伊賀町 一二ヵ町が一つの鷹場 江戸の ほぼ同時期の前述 四谷麹町十二丁目 別に組織されてい このため、 町全体の御拳場 四谷了覚寺 几 両 0 湯組合 [谷地 近した た可 卿 町 · 四 様

面 か 町 それらの お 村があった。また、 人地の ŋ な設定ではなく、 のように、 御拳場と同 このため、 町方の詳細を検討すると、 町方や寺社門前町の一部であり、 御府内の一部には御拳場に設定されている町 様の規 江 御拳場近辺町と呼ばれる町も設定されて 散在的 戸 の町 制下にあったとみられる。さらに、 であったといえよう。 0 御拳場は在方の村 いずれも町奉行支配地の 武家地は含まれな 々のように

江戸の町の鷹場支配と鷹場負担

)鳥見と代官伊奈氏の鷹場支配

としての支配を受けた。八月一〇日より鳥見に鷹場法度証文を提出しはじめ、御拳場軒町・田原町・浅草町・田町・聖天町は、元文三年(一七三八)軒町・田原町・浅草町・田町・聖天町は、元文三年(一七三八)

が、そのX 延宝八年 猟師町 熊井町 筋に編入された。 また、 その後毎年の恒例行事となり、 (清住町・冨吉町・佐賀町 寛永六年(一六二九)に町場として起立した深川 黒江町) (一六八〇) は、 より鳥見に鷹場法度証文を提出しはじ 代官伊奈半 ÷ 諸町 享保期には御拳場の葛西 郎の支配下にあったが 相川町 大島町 0

鷹御用 暦三年 外明 寄大久保常春の命により、 わ 告知された。 命により、 五ヵ所の草刈りが鳥見若林惣次郎の担当となっ る人足や物品の拠出は目付に申し渡すことになった。 享保四年(一七一九)三月一八日には、 地 が命じられなくなり、 (一七五三) が従来通り 神田橋・ ところが、 八月には御場御用掛の若年寄板倉勝清 一ツ橋 「御鷹野之積」 翌四年一〇月には 雉子橋 その担当が目付になったことが 田安明地は今後本丸・ となり、 — ツ 橋・ 御場御用掛 神田 その維持に 神 たも 「橋・一 田 橋 西丸の御 0) 0 0 0 ツ橋 いかか 明地 若年 宝 0

可申聞候事

当になったのは、その務めが旗本や御家人の支配とかかわり ように、 その管轄が鳥見の担当になることもあったのである。 御鷹御用がなくなった際にその明地の管轄が目付の担 江戸城直近の明地が御鷹御用で利用されることが ぉ

りに関する通達を出した。 町方の一つである深川猟師町の町々に次のような鷹場の取締 宝暦期以降と思われる年不詳の八月、 葛西掛の鳥見は江 戸 明

7地が武家地に隣接していたからと推察される

覚

御場所御法度之趣弥入念可申事

諸事注進事無遅滞向寄同役江可訴来事

当年茂小菅御上宿

御成相続可有之候間、火之元入念

并無宿之類徘徊不致候樣別而相改可申事

之、 池沼御用ニ付魚猟差留メ候場所之内、 魚猟渡世致候者有之候ハ、其訳可申聞候 古来より由緒有

其上ニ而可申付候

致候、尤御伝等御成先江差懸、不丈夫成義出来候ハ、早々 冬鳥御場所例年之通出方より申付次第諸事出来候様可

御場所拵之儀ニ付出方より段々申渡候筋、 万一 一差支致

> 江申立候筋二相心得可申候事 儀候筋メ有之候ハ、、其趣出方江相願、 出方より此方

難

候ハ、、 村々飼犬無之様可申付候、 此段急度可申付候事 尤飼犬体ニ相見江 候も有之

此方江相知可申事 移方之者、殺生道具預置候儀有之候日数も有之候ハ、、

有之候ハ 此方召仕之者村方江罷越、 、其者留置、 此方江相知七候様可申合 主人用事之由申談難心得義

可申候事 例年之通三月朔日迄、 御場江釣人入込不申様急度相留 候事

八月

掛り

御鳥見

時の報告を義務づけていた。 にわたる取締りにあたり、 の整備、 場での火の用心、 これによれば、 飼い犬の禁止、 無宿者の改め、 鳥見は鷹場環境を維持する立 不審者の監視、 町方・在方とも一体的に問題発生 池 沼での漁業制限 釣りの禁止など細部 場から、 鷹場

生類憐みの令が触れられていた五代将軍徳川綱吉の時代、 このうち、鷹場における犬の扱い方についてみていきたい。 江

(一七五四) 野 黒筋の武蔵国荏原郡今里村、 繋いでおくか、 が鷹狩りに出かける地先に野犬がいた場合には捕獲のうえ役 とであった。このため、 吉宗も鷹場における犬の取扱い 戸 かった模様で、 犬小屋を設けて保護した。 筋 村には犬扶持を給付することにした。その後、 くことが命じられていた。 原因は将軍の鷹狩りやその獲物の飼育に支障が出ているこ の町では人から犬を隔離するため、 連絡し、 0 同 次のような法令を出した。 国同郡中新井村の犬溜場に持っていくよう命じ、 八月、 飼い犬の場合には鷹狩りの場所に出ないように 鷹狩りの支障にならないように遠方に持って 同年四月、 幕府は鷹狩りの獲物の飼育に支障がある 享保五年 御拳場の村々で捕獲した野犬は目 放鷹制度を復活した八代将軍徳川 戸田筋の同豊島郡下練馬村、 しかし、それもうまくい については苦慮しており、 (一七二〇) 二月には将軍 江戸 の周辺に大規模な 宝暦四 かな そ 年 そ 中

ŋ

この

時

期

将軍の鷹狩りが行われる地先で犬が増え、

尤御鳥見組

頭可被申談候

又は御場より二三里も外え勝手次第二遣候様可致候、 間 所 いたし、 犬之分は捕へ候て、 御 御鷹野御場近年別て犬多成、 場向寄屋敷々町方在方共ニ、飼犬之分ハ繋置候か、 若立戻り候候ハ、、 是又御場より二三里も外え捨候様ニ 猶又捕へ、 鶴雁飼付相障候由二候 右之通捨候様可 野

> る。 町

0

仕 候

方町方えは、 右之通得其意、 町 幸行、 屋敷々之分は御目付より相触可被申候、 御勘定奉行より相触候様可被致! 在

は江 なったのである。この方針に沿って、 規制は江戸の町とその周辺を一体的に捉えて取り組むことに を統括した鳥見組頭から要請されたものであり、 定奉行から触れられることになった。これは、鷹場 行くこと。 犬は捕獲 鷹狩り地先より二、三里離れたところに持って行くこと。 り地先の武家屋敷や町方、 一人地などを巻き込んで犬取扱いの規制が徹底されたのであ の獲物となる鶴や雁の飼育に支障が生じているので、 町やその周辺農村だけでなく、それ以外 この法令を徹底させるため、 戸 これからもわかるように、 町人地の町方には町奉行から、 、の町だけが特別に強化されたのではなく、 Ļ もし立ち戻ってきたら、 鷹狩り地先より二、三里離れたところに捨てに 在方では飼い犬を繋いでおくか 鷹場における犬取扱 江戸の武家屋敷には目付 また捕獲し捨てに行くこ 百姓地の在方村々には勘 鷹場 0) (御拳場) 江 戸 犬取扱 江 の武家地 (御拳場 戸 周辺農 の江 0 規制 野 n

5

と。

何度でも捨てるようにと注意喚起していた。
「関係でも捨てるようにと注意喚起していた。」での飼い犬は今後一切を断一三年一一月には「御拳場近辺」での飼い犬は今後一切を断一三年一一月には「御拳場近辺」での飼い犬は今後一切を断一三年一一月には「御拳場近辺」での飼い犬は今後一切を断していた。

ŋ 場とはいえ将軍の鷹狩りの場所としては不向きな地域 た。このように、 となり、 では「竪川通撞木橋より横堀通業平橋・源兵衛橋限西之方 れるようになった。 能性があったが、本所・深川地域では宝暦一一年(一七六一) 一二月二六日に鷹の据え廻し場所が取り決められ、 ところで、御拳場ではどこでも将軍の鷹狩りが行われ 宝暦期には本所・深川方面でその据え廻し場所が限定さ 深川方面では「八幡町往還通り潮見橋限」となっ 江戸の町では都市域の拡大によって、 本所方面 御拳 びがあ る可

拝借にかかわる通達を出した。更米とは腐化米とも書き、湿た。宝暦三年(一七五三)六月、幕府は御拳場の町村へ困窮た。宝暦三年(一七五三)六月、幕府は御拳場の町村へ困窮勝わるとともに、鷹野御用などの広域的業務を担当していまた、鷹場支配には、鳥見だけでなく、代官の伊奈氏もかまた、鷹場支配には、鳥見だけでなく、代官の伊奈氏もか

は代官伊奈半左衛門役所へ相談していた。 気・虫食いなどのために痛んだ米をいう。御拳場の町村には 気・虫食いなどのために痛んだ米をいう。御拳場の町村には 気・虫食いなどのために痛んだ米をいう。御拳場の町村には 気・虫食いなどのために痛んだ米をいう。御拳場の町村には 気・虫食いなどのために痛んだ米をいう。御拳場の町村には 気・虫食いなどのために痛んだ米をいう。御拳場の町村には

ての願書を提出していた。

「別の順書を提出していた。

「別の順書を提出していた。

「別の順書を提出していた。

「別の明本行支配の町方にもあり、宝暦四年のの通達は、江戸の町奉行支配の町方にもあり、宝暦四年

乍恐以書付を御願申上候

麟祥院領

柏木村枝郷

同

御町

7御支配

家持四拾壱人

r-li:

成子町

家持九拾壱人

同

断

由

帹

8

私共壱間壱人之御役相勤候茂同様くらひニ可

有

少量

隣町之家持共壱間

一人之御役相勤

申来り候儀も御座候、

方出役様方より直御廻状ニ而被仰付候、

畏候、 得共、 持家数ニ応シ御拝借被成下候様ニ及承申候、 等相勤申候、 乍然私共町方之儀柏木村枝郷ニ 被仰付候町方・村方を承候所、 拵人足等数多相勤申 郷柏木村耕地之内御 寄を承り候得者、 石 此度御 高計書上ヶ候ニ付、)御拝借仕候様二及承申候二 依之私共村方之儀御拝借仕度奉存、 町通二而家持数多御座候得者、 拳場村 隣町牛込原町辺· 町方之儀 々江ふけ 候、 立場下ニ 其割合二而御拝借仕難有奉存候 且又 ハ 米御拝借被成下候様 地 付、 而御座候得者、 早稲田町・馬場下町 地 面 而無高同前少高ニ御 石高不書上、 面石高書上ケ、 此度柏木村分御朱印 石高不相応ニ人足 去年中 殊二私共親 其町 二御 御 御 石 7其最 触奉 場所 Þ 拝

座候 高ニ 候、 之御事と奉存候ニ付、 有奉存候、 御 慈悲二願之通被為 以上 私共儀茂以家数を御拝借仕度奉存

柏木淀橋町

家持惣代

御座かとも奉存候得者、

此度御拝借之儀茂御

慈悲御救

仰付被

下置

候

偏

宝暦四年戊一 二月

同 成子町

友 伊兵衛印

七⑪

家持惣代

吉左衛門印

喜右 衛門

定右衛門印

紋右衛門印

と申

御事なく被仰付次第人足等指出シ御用

相勤申

候、

御 様

伊 |奈半左

衛門

御役所

候得

相成候得者、

諸御役人衆中様御揃所二御座候而

何レ

出之御節茂淀橋町水車久□□方御小休所ニ

刑部

卵様御

とりかひ之儀茂御鷹匠様方淀橋町上下御休所ニ被遊

是又御用次第人足等も指出シ申候、

鳥御

狩之御節勢子人足、

又者御

場所拵人足等之儀大

猶又猪御

狩追

其外触継より茂

村高に応じて拝借していたため、 村に触れられた更米の拝借を願おうとしたが、 これ の更米しか拝借できないという不利な状況下にあった。 によれば、 町奉行支配 の淀橋町 石高の小さな町方としては 成子町 他 は 御拳 の町村が町 場

町

188 (39)

は判明しないが、 0 用人足を勤め、また間口一間当たり一人の割合で御用を勤め 家数によって割り当てられるようになっていた。 負担にしても、江戸町方の割合の基準が石高ではなく家持の われる。このように、拝借米にしても、 に村の石高ではなく家持の家数によって更米を拝借したと思 たこともあることを述べたうえで、家持の家数によって更米 で御場拵人足や猪狩り・追鳥狩りの勢子人足などで多くの御 たほうが有利であることがわかった。そこで、両町はこれ 示す石高を記さずに、 このため、 拝借を願い出たのである。この願いが叶えられたかどうか 隣接した町方から情報を得たところ、 小高あるいは無高の町方は在方の村のよう 家持の家数に応じて更米の拝借を願 後述するように鷹場 町の規模を

出 方からも町の石高の報告を命じ、 れていた。次の史料は、天明八年 したものである。 日を担当した代官の伊奈氏が在方の村と同じように江戸 また鷹場村々では、その支配の一環として村高調査が行わ その命令に基づき町方が提 (一七八八) 一一月、 鷹野 町

差上申 一札 之事

無御座候、 村石高御尋二御座候処、 此段以書付奉申上候、 私共門前町屋之儀 以上 石高

> 天明八年申 Ŧ 一月

四ツ谷太宗寺門前

同

所理性寺門前

武州豊島郡

御 同 奉 所 東長寺門前

行支配 名 主 清兵衛印

年 寄 忠兵衛印 八印

百姓代

伊奈摂津守様

御役所

る。 村の石高を把握する必要があったのである。 負担を割り当てる立場にあり、そうした利用に供するため町 寺門前町の町役人が無高の町であることを報告したものであ かつ町奉行支配の四谷の太宗寺門前町・理性寺門前町・東長 これは、 伊奈氏は、 代官伊奈氏の石高調査に対して、 幕府の鷹野御用を担っていた関係から、

様、 制などは、 た。また、 鳥見や代官伊奈氏によってさまざまな鷹場支配を受けて のように、 目付や町奉行を通して御拳場ではない江 御拳場の維持管理上行われていた犬取扱いの規 御拳場の江戸の町方も周辺の 在方の 戸の武家 村 と同

V

町方の支配とも密接にかかわり、 を担っていた関係から、 とられていた。代官の伊奈氏も、 屋敷や町方でも行われ、そうした問題解決に協力する態勢が 御拳場であれば町奉行管轄の江戸 その職責を果たしていたの 鷹野御用という広域的業務 0

江戸の町の御拳場と鷹場負担

である。

たのだろうか。 でどのように負担され、その特色とはどのようなものであ 鷹場負担にはさまざまな種類があるが、それらは江戸 の町

られる。 野村卯右衛門が触次を務める鷹場組合町村の鷹狩り・ 御 かかわる御用人足の割り当てについて、 :借場村町石高書上帳」 ⁽⁸⁾ 享和元年(一八〇一) 一〇月の「中野筋御拳場并御両卿様 の末尾には、 御拳場中野筋のうち中 次のような記述がみ 鷹場に

惣高合弐万弐千九百九拾四石六斗三升弐合七勺七才 内高弐千石 内高壱石三斗四合 触次方廻状持送り人足高引 御鳥見御役屋敷高引

残高弐万九百九拾三石三斗弐升八合七勺七才 右者御用人足割合高

無高家持弐百六拾九軒

此人足弐百六拾九人相勤申

候

たが、 この鷹場組合には無高の江戸の町方が含まれており、これら かかわる御用人足が求められた場合、 二升八合七勺七才であった。この鷹場組合に鷹狩りや鷹場に になっていたのである。 負担にあたって、 あった。つまり、 の町方では家持数二六九軒で二六九人の人足を出す決まりで れの町村高に応じて負担することになっていた。ところが 足高二〇〇〇石を差し引いて、その勤高は二万九九三石三斗 村の総石高は、二万二九九四石六斗三升二合七勺七才であ これによれば、 鳥見屋敷の石高一石三斗四合と触次方廻状持ち送り人 家持一軒当たり一人の人足を負担すること 江戸町人地の無高の町では御鷹御用人足の 中野村の卯 右衛門を触次とする鷹場組合町 所属する町村はそれぞ

閏四月の「差出申一札之事」に次のような記述がある。 れくらい負担していたのかについては、天保九年(一八三八) ところで、石高を附された町村が御鷹御用人足を実際にど

割合、 御用人足触当之儀、 御成御出度々有之御場拵御用向之多少ニ随ひ触当 高百石ニ付三人割より五人割迄ニ

申候、 不申候二付 尤寺社領又者町方之儀者採草虫類日々上納物相納

規定ニ付触当申候事

御成御用人足之儀者右割合より余分差出

候、

前々より之

合相增申間敷候事

人数割二而触当申 町方并宿方之儀者往古御 一候事 は書出被成候振合を以家持

ではその割り当てに違いがあったようである。 御 町方はそれ以外の町村と異なり、採草虫類 その御用人足は将軍の鷹野御成に伴う御鷹御用の頻度によっ 合、在方の村々と江戸の町方が混在して結成されていたため て負担することになっていたのである。 から文書で取り決められていたことから、 あった。そして、江戸の町方や宿場における諸負担は、 しなかったので、 て調整していたようである。ただし、寺社領の町村や江戸 .鷹御用人足のように触次給や水夫銭についても村方と町方 ○○石当たり三~五人の割合で割り当てられた。 天保九年五月の には、 の地域 中野村の堀江卯右衛門を触次とする鷹場組合の場 の鷹場組合に 御成御用人足を余分に負担する決まりで 「触次役願ニ付村々議定書其外入置一札之 おける御鷹御用人足は、 家持の人数に応じ (上ケ物)を上納 そして、 町村高 古く [']の

> 宝曆七丑年十二月議定書面之通請取来候二付、 触次給、 村方之分者百石ニ付銀三匁ツ、、 町方之分者 以来共振

之儀者壱石二付銭拾四文四分、 水夫銭、 候二付、 是又以来相增候義二無御座候 村方之分者百石ニ付銭百四拾八文ツ、、 外面割八拾文ツ、 請取来 町 方

申

うである。また荷物の運搬要員としての水夫の入用銭は、 合わせで支払ってきたようである。 方の村の場合村高一〇〇石当たり銭一四八文、町方では町高 町方はここにはその記述がないが別の基準で負担していたよ たのではなく、在方の村は村高一〇〇石当たり銀三匁ずつ、 払うべきものであるが、 石当たり銭一四文四分と一人当たり八○文の割合での組み これによれば、 触次の給料は鷹場組合に所属する町村が支 町方と在方が同じ基準で支払って 在

の負担を果たさなければならなかった。 大名などが江戸周辺の村方に抱屋敷を買得していた場合、 て、武家地の町が負担していた事実は見当たらない。 に設定された在方の村や江戸の町方が負担するものであ これまで見てきたように、ここでの御鷹御用人足は御拳場 (一七〇二) 亀戸村と柳島村にまたがる亀戸天神の北隣に 弘前藩は、 元禄一五 7

年

人足九人 覚

天龍寺門

前

五月一 ŋ 代 と呼ばれていた。「弘前藩江戸日記」の享保二年 位置する地域に抱屋敷を買得し、この屋敷は亀戸 ていた。 高に相当する御鷹御用人足代として金三両の上納を求められ 弘前藩は抱屋敷を所持する亀戸村の名主より屋敷地の 亀戸村名主新五左衛門方より上納候様ニと申来候」とあ 〇日条には 御拳場であった江戸周辺農村に抱屋敷を買得した弘 「金子三両*、* 右者当御屋敷分御鷹御用人足 二七十七 柳島屋敷 石

ある。 その上納方法は地元百姓の請負という形で行われていたので も屋敷地の石高に相当する負担を求められていたのであり されるものであったため、この村で抱屋敷を買得した弘前藩 は 0) 0) 戸 請負を弘前藩に申し出ていた。 御拳場に設定されていた亀戸村の土地の石高に対して賦課 両度に金銭を受け取っていた。 村の名主らが享保二年分を一五両で請け負い、 このように、 また同年一二月には翌年分 御鷹御用人足 四月と八月

御 :用人足の拠出を命じた史料を示すことにする。 ③3 それでは、 実際に中野村触次の触治郎が江戸 (D) 町方に御鷹

> 人足廿五人 内藤新宿印

人足四人 太宗寺門前 (FI)

人足三人 人足拾弐人 同築地片町印 牛込肴町 (FI)

人足拾壱人 同改代町 (A)

人足八人 同水道町 (A)

人足四人 同破損町

右者両

御丸様御成御沙汰二付、

御賦御道具持送り人足書

亀

前藩が負担する御鷹御用人足代金の上納方法については、

被下候、 可 被成候、 尤老人・子供・ 此状刻付ヲ以

朔日朝六ツ半時馬喰町御用屋敷内御鷹野御役所

病身もの等相

除

刻限無遅滞御差

御差出可 面之通明

即

刻御順達留り御方様より無相

出

違御返却可被下候^{*} 以上

午 月廿九日

申 上刻

右町 御名主 R 衆中

触次 村

中野

触治郎 À

江戸町方のうち、 これ は 中 野 村の触治郎が触次を務めた鷹場組合に属する 内藤新宿 四谷・牛込の一 部町々が将軍と

184 (43)

その子の鷹狩りに際して御賦御道具持送り人足を駆り出 握された町が混じってい 遅刻しないように指定場所に赴くよう、条件づけされていた。 のである。 た御鷹御用人足の拠出事項に沿って人足を割り当てられてい ここには、 馬喰町御用屋敷内の鷹野役所に出向くよう命じられたも なお、 石高で把握された町や無高の町、 人足は老人や子供を除いた成人で構成し、 ・るが、 鷹場組合の町村が合意しあ それに反別で把 さ

なく、 村 担していたが、この人足の負担は武家を対象としたものでは 成 は家持の人数に応じて負担していた。これは、 られることが多かったが、 があった。一般に、鷹場負担は町村の石高に応じて割り当て 江戸の周辺農村に抱屋敷を買得した大名も御鷹御用人足を負 小さな石高を有する町や無高で反別・坪で把握されていた町 町村の合意によって決められていた。 の名主から上納を求められていたことからもわかる。 このように、 村の土地に対して賦課されたものであり、 御拳場に設定された江戸の町方には、 中野筋に属する江戸の無高の なお、 御拳場である 鷹場組合の構 そのことは 規模の 前で

江 戸 の町 0 落鳥処理

次に、 町奉行所が取り扱った事件のなかで、 記録として残

> すべき事件としてまとめられた「記事條例」を用いて、江 町方で落鳥がどのように処理されたのかをみてみよう。 戸

文化十酉年十二月十六日言上帳書 抜

御 江御 羽 \mathbb{H} 儀二付、 二而物音致し候ニ付立出見候得者、 届申上 巣鴨町吉兵衛申上候、 御見分可被成旨被申渡候、 :訴申上候得者、 裏明地内壱羽、 御鳥見山口忠之進与申仁江御届申上候得者、 候 由 右之吉兵衛、 猶又追々御訴 二羽共落居候間 今昼九半時 此段御 Ŧī. 人組半四郎 可 单 番 月番肥前守殿御番所 `頃居宅裏之方屋根 私構内表明 上旨被仰渡候、 人附置、 名主政右衛 の地ニ鶴 御場内之 為 明

たのである

同十九

門

申

上上候 \mathbb{H}

二羽共持参致し候様被申渡候ニ付持参致し候処、 吉兵衛、 上取捨二相成候旨被仰渡候、 左衛門与申仁被相越、 右吉兵衛申上候、 五人組半四郎、 昨十八日御鳥見梶田与十郎・中 御見分之上右始末口 名主政右衛門煩二 此段為御訴申上候由 書差出 付代忰常吉由 御伺之 右之 右鶴

文化一〇年 (二八一三) 一二月一六日午後、御拳場であり その処理についての指示も受けたのである 支配下の黒引内町方であっても、 その後の状況を報告するよう命じられた。 ことを月番の町奉行根岸鎮衛の奉行所にも届け出たところ 鳥見に届け出たところ見分を受けるよう申し渡された。この 宅内明地に鶴二羽が落ちていたので、番人を付けるとともに 黒引内の \square を担当していた鳥見の管轄であり、 うに申し渡され、このことを町奉行所にも報告した。町奉行 見二名の見分を受け、鶴二羽も持参したところ取り捨てるよ (役人が対象者を取り調べて書きとった調書)を取られ 町方であった巣鴨町 (現豊島区巣鴨) 落鳥の処理は御拳場の支配 落鳥場所の見分とともに 同月一八日には鳥 の吉兵衛は居

している史料を示すことにする。 (**) 続いて、江戸の町方で捨てられていた鳥の措置について記

宝暦十二午年二月三日言上帳書抜

来ニ付、御鳥見江持参致候様申付之清兵衛・五人組宗兵衛・名主権右衛門煩ニ付代伊兵衛申清兵衛・五人組宗兵衛・名主権右衛門煩ニ付代伊兵衛申犬鴨を捨置逃ケ申候、依之右鴨持参御訴申上候由、右之過何方より歟、犬鴨壱羽くわへ来候ニ付彼是申候内、右、品川台町月行事清兵衛申上候、町内往還ニ而今夕七時、品川台町月行事清兵衛申上候、町内往還ニ而今夕七時

右鴨、御鳥見大竹孫右衛門殿江持参相納候処、右場所御見

相済、私共口書御取被成候之由、右之者共申来候分を可被遣候由ニ而、翌四日御役人御両人御出被成御

見分

受け、口書を取られて一件落着した。品川台町が御拳場であ し渡され、 黒筋に属していた。つまり、 処理は町奉行所の管轄ではなく、鳥見であったということに を一件落着させていた。つまり、 鳥を町奉行所に届け出たものの、 たかどうかは判然としないが、親郷の北品川宿は御拳場の目 右衛門方へ持参して渡し、鴨が捨てられていた場所の見分を 参するよう申し付けた。このため、 参し町奉行所に届け出た。この結果、 えた犬がやってきて捨てて逃げてしまったので、 川区東五反田) 宝暦一二年 鳥が捨てられていた場所の見分を受けてこの事件 (一七六二) 二月三日の夕方、 の月行事清兵衛らは、 黒引内の品川台町では町内 江戸の 鳥見に鳥を持参するよう申 清兵衛らは鳥見の大竹孫 町奉行所は鳥見方へ持 町内の道路に鴨をくわ 黒引内町方での落鳥 品川台町 その鴨を持 (現品 の落

事例を示そう。 次に、明らかに御拳場ではない町方の落鳥処理についての

なる。

宝暦二申年九月十四日言上帳書抜

向 持 出 0 中

> 添便を以右鳥為持遣ス 出 申 候鴛女鳥下り居候ヲ、今昼八時見出申 二付代又市申来二付、 一候由、 両替町 应 右之文七、五 [町目月行事文七申上候、 人組三右衛門、 御鳥見組頭中山八郎右衛門方江 候、 町内往還二足皮附 名主伊右 則持参為御 衛 門他

屋鋪江 仕候処、 七訴来候者、 右鳥持参致候様二被仰付、 衛門殿江罷越候処、 人并月行事口書御取被成候、 可 右文七申上候、 被遣由 ?朝六半時罷出候様被仰渡候、 !持参いたし鳥相納相帰候由、 鳥之儀者御 二御座候旨、 今日右場所江西文九郎殿御見分被成、 右鳥右屋鋪江持参候得者、 右鳥御持セ被成、 請取被成候間、 同夜右之者共申来候、 則西文九郎殿御差添被成、 名主代五人組之者中山 尤鳥下り候場所江者御見分 右之者共申来候 八郎右衛門殿御屋 御本丸中之口江 鳥者御留メ被成 同十五日右文 木 八郎右 注持参 右御 鋪 戸 江

け

央区銀座) たところ、 鴛鴦が舞い下りたのを発見し、 って鳥を持参するよう命じられた。 たところ、 年 (一七五二) 九月一 の月行事文七は、 鳥見組 鳥は留め置かれたものの、 頭の中山八郎 四日午後、新両替町四丁目 町 町奉行所に鳥を持参し 内の道路に足革をつけ 右衛門屋敷へ添え手紙 そこで、 明朝出直すよう命 中 ・山屋敷に出 た雌 (現

> たのは、 じられ、 あった。 は御拳場ではなかったが、落鳥の扱いについて町奉行所に届 頭屋敷に持参し、鳥を渡して一件落着した。 持っていくように命じられ、 鳥を持たせられて本丸中之口に赴いたが、 方、名主代や五人組は鳥見組頭の中山の屋敷に伺ったところ 九郎がやってきて、 いうことであった。 つい ・る鳥の と同様に鳥見の所管となることがあったのである 出たところ、 ては御拳場ではない江戸の町方であっても、 可能性があったからであろう。 鳥の足に足革が付いていたため、 町人たちが江戸城の本丸中之口に鳥を持参させられ 鳥が舞い下りた場所の見分のために鳥見を遣 江戸 鳥見組頭の屋敷に持参するようにとのことで の町の落鳥は鷹狩りの 木戸番人や月行事から口書を取った。 翌一五日、 鳥見の西文九郎が付き添って組 鳥の見分のために鳥見の西文 つまり、 鳥見組頭の屋敷に 江戸城で飼育して 新両替町四丁目 落鳥の処理 御拳場 つわすと

安永七戌年十二月五 日言上 帳書抜 下りた鷹の処理状況をよく示している。

鷹が舞い下りることもあった。

次の史料は、

町方に舞い

獲物となる鳥とは

限

町 13 11

しかし、

木ニ鷹一 小網町弐町目半右衛門申上候、 羽足二紫之紐付とまり居候ニ付則持参、 今夕七時過私地 御月番 面

江 五人組半七・名主伊兵衛煩ニ付代喜八申来候 大隅守殿御番所江御訴申上候得者、 可被差遣旨被仰渡候、 為御届申上候由、 御使差添、 右之半右衛門 御鷹匠頭

此段右御番所江御訴申上 頭戸田久次郎殿江持参仕候処、 右半右衛門申上候、 届申上 候由 同日右之もの共申来候 前書御訴申上候鷹、 候得者、 御請取被成候段被仰渡候 被御聞 御添使二而 置 候旨 被仰 御 鷹匠

添い どこかで飼育していた鷹に違いなく、 0) 紫の紐をつけた鷹一羽が止まっていたため捕まえて、 中 に舞い下りた鷹の所管は、 うした事情を町奉行所にも報告した。 指 .央区小網町) 羽を持参し、 安永七年 おそらく、 示に従い、 のうえ鷹匠頭のもとへ持っていくように命じられた。 の牧野成賢の奉行所に持参し届け出たところ、役人付き (一七七八) 一二月五日夕方、 この鷹は足に紫の紐を付けていたことから 受け取ってもらうことになった。そして、 に住む半右衛門は、 鷹匠頭 (千駄木組) 町奉行所ではなく、 の戸田久次郎のもとへ鷹 自宅敷地内の植木に足に つまり、 鷹の 小網町 訓 鷹匠頭であ 練で逸れてし 江戸の町人地 二丁目 月番町 現 そ

次 の史料は、 江戸の町で旗本の名前が記された矢が突き刺 まったものであろう。

さっていた鴨の落鳥処理をめぐるものである。

寛政 八辰年十一 月 日 言

衛中 則 次内江、 差添遣候間、 持参、 新両替町三町目家主甚兵衛申上候、 来二付、 此段為御訴申上候由、 川村千太郎与銘有之矢負候小鴨 今日 右矢負鳥持参差図可請旨申渡之 御成先御 供御目付衆江添翰 右之甚兵衛 今昼四時過私店路 羽落候二付 五人組金兵 筒心

行き、 た。 同心に付き添ってもらって目付のところへ 同行していた目付衆へ添え手紙を出し、 一二月一〇日に西丸勤めに異動している。 書院番を勤め、 五〇〇石取りの旗本河村千太郎秀宣とみられ、 ちていたので、 に、川村千太郎の銘が記されている矢の 中央区銀座) 鴨 寛政八年 この事件後、 の落鳥届 指図を受けるように申し渡した。 (一七九六) 一二月二日昼前、 の家主甚兵衛は、 け出により、 持参して町奉行所に届け出た。 幾度となく弓の名手として褒美をもらって 河村はどのような理由なのかは不明だが 町奉行所は当 自ら管理している長屋 通常の 日 対対さつ 甚兵衛には町奉行所 新両替町 鴨一 こうして、 の将軍のお 羽を持参して この時本丸の た鴨一 町人地での落 川村千太郎は 三丁目 矢負 羽が落 の路地 成りに 現

0

11

13

ものである。 きず、 由二而、 矢が刺さっていたことから、 鳥事案であれば鳥見の見分を受けて、 ることで一件落着するはずであったが、 の史料は、「鶴下り居候を及見候処、 旗本にかかわる落鳥事案は町奉行所でも鳥見でも処理で 旗本支配を担った目付の管轄に属していたのである。 一ツ橋鳥見より尋二逢候旨訴」 目付の扱いになったとみられ 鳥も指示通りに処理す という表題が付いた 鳥に旗本の名入りの 捕候趣二沙汰有之

安永四未年八月十七日言上帳書抜 他行 度ニ 被申 捕 路次内江鶴 中 を見請候ニ付、 帰候ニ付其段申達候得ハ、 屋鋪御鳥方清水徳之助、 南小田原町弐町目甚左衛門申上候、 而路次江出候処、 ·聞候処、 去ル十五日鶴 致候二付、 樣風聞被及御 私江被申聞候者、 次兵衛儀捕 羽おり候処、 帰り次第為知候様私江被申聞候処、 家業先ニ而右之咄致し候、 おり候処、 聞、 鶴与申儀茂存不申、 当月十五日明ケ六時頃嵐之節 右二付御鳥方次兵衛方江被参候処 候儀 右御鳥方両人次兵衛江被 私店次兵衛与申もの、 并下役野村太七与申 其方捕可申与追歩行捕 向無之、 今暮時一橋築地御 家業二罷出 大鳥おり 捕候儀曽而. · 仁 両 右之鶴 居候 以尋候 私店 [候支 則罷 候由 人被 無

て、

訴 之旨申候之処、 煩ニ付代忠次郎同意申来候 何 右者猶又追々可訴出旨申付之 申上 レニも追而可及沙汰旨申 候 再 右之甚左衛門· 有躰ニ可申 相帰 候、 Ħ. 被申 人組金七・名主作右衛門 偽候而者為二不相 候 次兵衛召連為御 成 候

受けたので、そのことを仕事先で話しただけで、 た事実がないことを申し上げた。その真偽がつきとめられ へ出たところ、 れに対して、 衛が帰宅したため、 したら報告するよう申し渡して帰っていった。まもなく次兵 であった。しかし、 長屋の店子である次兵衛が捕まえたという噂を確認するため 左衛門が管理する長屋の路地に鶴一羽が舞い下り、 (鳥方) である清水徳之助らが訪れ、 (現中央区築地) 、まま、 ・った。 安永四年 鶴を追い回して捕まえたかどうかを問いただされた。こ 甚左衛門らは次兵衛を連れてこの経緯を町奉行所に 橋徳川家の鳥見らは後日沙汰すると言って帰って (一七七五)八月一七日夕方、 次兵衛は仕事に出かける支度のため長屋の路地 鶴とは知らずに大きな鳥が舞い下りるのを見 の甚左衛門のところに、 次兵衛は仕事で出張していたため、 一橋徳川家の鳥見に知らせるとやってき その 用件 南 橋徳川家の鳥見 苏 は二 ·田原町二丁目 鶴を捕まえ その \exists 前 (鶴を に甚

見がやってきて問いただしているが、 届け出 件が気になっていたのかもしれない すると、 出 目 け 野 面 0 されることはなかった。この事件では、 で「訴双方言上帳ニ記無之候事」と記され、 ることに執着しており、 名筋 場品川 品からは かけて鶴を捕獲し、 ることがあった。安永五年正月 捕 た鶴を捕獲したかどうかを確認するため、 の治濟が家督後はじめて宇喜田 (下屋敷) 0 たのである。 この頃一 判断できない。 件で一橋徳川家の鳥見がやってきたの 筋の公儀鶴場を拝借している。 部を御借場として与えられており、 に隣接していたこともあっ 橋徳川家では鷹狩りに出かけて鶴を捕 この 天明元年 また南小田原二丁目 事件の顛末については、 橋徳川家は御拳場葛西 (一七八一) 二月五日には御 (現江戸川 なぜ江 日には こうした事情を考慮 江戸 て町 この が \boxtimes の 人 戸 鷹狩りに 橋徳川家 0 橋徳川 か _の 町 橋家の 了方に舞 鶴 に鷹狩りに は 町方での 書類に記 文末に異筆 品 の捕 ح 家 Ш 中屋 獲 出 0 13 中 文 鳥 か 下

処理 文化九 次 の事例は、 鎌 | 択況をよく示している 倉町月行事佐七申上 申年十二月十八日言上帳書抜 わが国には生息しな 候、 町内持場火除御 V 孔雀 の落鳥をめぐって 用地二孔 雀

0

召仕政次捕押候二付、 居候を、 人組彦兵衛、 昨十七日夕七時過本銀町弐町目重兵衛店伝次 名主平 則持参為御訴申 -次郎申 来ニ付、 Ė 追而及沙汰候迄致 一候由、 右之佐七

飛

Ŧī.

同

|可差置旨申

-付候

より 七煩二付、 三日札建晒置 付 族、 札建晒置候得共、 廿三日呼出 出 以来尋来候ものも有之候 御 候儀も難計候 鳥ニ者無之旨挨拶有之候 行事祐助、 主出候ハ、、 右孔雀上置候様申渡之、 二付、 尋来候も 五人組甚助、 於御殿御 0 可訴出旨申渡之 無之旨、 ハ 小納 酉正月五 名主平 可 右孔雀 訴出旨 同八日 戸 頭 次郎申来 取 日呼 申付之 **石之佐** 江 御 問 庭内 出

右

に問 が江 に申し 内神田) 雀を引き渡すよう申し渡した。 行所は以後連絡をするまで孔雀を世話して飼育しておくよう えたので町奉行所に孔雀持参のうえ届け出た。 を飛んでいた孔雀を本銀町 文化九年 い合わせたところ、「御鳥」ではないとの返事があった。 戸 城で飼育している鳥の可能性があるため、 付けた。 の月行事佐七は、 (一八一二) 一二月一八日、 そして同月二三日に町 前日夕方に町 (現中央区 その後 [日本橋) 人たちを呼び出 鎌倉町 内持ち場火除御 町奉行所はこの この時 0 小納戸 政次が 現千代田 孔雀 用 町 捕 孔 奉 ま 地 X

持参 その 場所や せたが、 雀が 後飼 合には か か であれば町奉行所に届け出を出すものの、 町 どの富裕層が飼育していたものであろうが、 る鳥の なる鳥ではないため鳥見の見分には及ばず、 かったようである。この事例の場合、 飼育されている可能性があったため、 飼い主は現れなかったので町奉行所に届け出ると、 五日には再び町人たちを呼び出して、 わる事案であれば目付 一否かを問わず鳥見の見分が必要であり、 奉行所の担当で飼い主を探すことになったのである。 このように、 鳥 (落鳥が鷹狩りの獲物となるものであれば、 いることを知らせる札を立てておき、 可 鳥の種類によってさまざまな役人がかかわってい 雀というわが国には生息しない舶来の鳥は、 主が現れた場合には届け出るように申し付けられ 届け出るように申し渡した。しかし、 とは将軍家飼育の鳥を意味している。 孔雀のような舶来の鳥であれば江戸城で飼育して 結局そうではなかった。おそらく大名や上層町 能性があるため小納戸頭取に問い 江戸の町方で落鳥があった場合には、 へ届 け出、 鳥が鷹であれば鷹匠頭 孔雀が鷹狩りの獲物と 三日間だけ捕まえた孔 小納戸頭取に問 その決着には落鳥 餇 旗本や御家人にか 合わせることも 三日間経っても 飼い主は現れ 町人預け い主が現れ そこで、 御拳場である 改めて今 江戸城で 町 0 11 いうえ **、**合わ た場 正 人地 人な てい た な 月

江

ある。 てそれぞれを所管する部署が対応することになっていたので あった。つまり、江戸 _の 町の落鳥は落鳥場所や鳥の種類によっ

おわりに

本稿では、

幕府鷹場と江戸

_の

町

0)

関係を考察してきたが

た。 村が含まれていた。 配は御拳場近辺町や郭内の江戸城外明地などでも行われて 下にあり、 拳場を管轄した鳥見や御鷹御用を担当した代官伊奈氏 も設定され、鷹場としての規制や負担のもとに置かれてい 江戸の町方には御拳場ではないが御拳場近辺町と呼ばれる町 町奉行支配の町人地や代官支配の町並地、 側から江戸周辺農村一帯にかけての地域であった。 設定され、 明らかになったことをまとめて結びとしたい。 岸の 一部であり、 第一に、享保期以降、 第二に、 鷹 場 町方は、在方のように面的では 御拳場 御拳場の江戸の町方は在方の村と同じように、 葛西・岩淵 支配と負担を強制されていた。 武家地や寺社地は含まれなかった。一方で、 その範囲は外濠を境界線として、 0) 維持管理 江戸 戸 田 の町にも幕府鷹場 中 上問題となっていた犬取扱 野 なく、散在的に分布し、 目黒の五筋に属する町 これに類似 そして寺社門前町 御拳場 御拳場の その外 した支 は

0

育している鳥の

可能性があるため小納戸頭取に問

い合わせる

行から触れられることがあった。こうして犬取扱い 5 期すため、 0 規制は鳥見によって鷹場町村に触 町人地 鳥見からの要請により の町方には町 奉行から、 江 百姓 n 戸の武家屋敷には られていたが、 一地の村方には勘定奉 の規制が 徹底を 目 付 か

徹底されたのである

かる。 それは村の名主からその負担を求められていたことからもわ する場合は石高に応じて負担することが多くみられたが、 抱屋敷を買得した村の土地に対して賦課されたものであり、 た大名も負担したが、 高あるいは無高 なお、 御拳場であった江戸 御鷹御用人足は江 の町の場合は家持の人数に応じて負担してい 大名がその対象であったのではなく、 町 戸周辺の村方に抱屋敷を買得し 方の 鷹場負担 は 町 村高を有 小

0

なお、

幕府鷹場と江

一戸の町方との関係については、

・くつ

であるか否かを問 11 人にかかわる事案であれ は落鳥場所や鳥の種類によってさまざまな役人がかかわ 第三に、 町人地であれば町奉行所に届を出すものの、 その落鳥が鷹狩りの獲物になるものであれば、 持参し、 江戸 の町 孔雀の わず鳥見の見分が必要であり、 方での落鳥処理のあり方を検討 ような舶来の鳥であ ば目付がかか わり、 れば江 鳥が鷹であ その決着に 旗本や 戸城 御 した結 拳場 かって ń

日を期したい。

鳥が鷹であれば鷹匠 ことがみられた。 問わず町奉行所に届は出すものの、鳥見の見分が必須であり ていたのである。 種類によってそれぞれを所管する部署が対応することにな えば、 町奉行支配の町人地であれば御拳場であるか否かを つまり、 つまり、 頭に届け出なければならなかった。 江戸の 江 戸 _の 町 町方と幕府鷹場との関係で の落鳥は落鳥場所や鳥の

11

であったが、 付場がいくつも 期以降とどのように連動するのかも見きわめてい 本屋敷・寺社との関係、 や鷹場の規制下にある明地などの実態、 もの課題が残されている。 方との 全体像と歴史的変遷、 そのほか、 関係についても究明する必要が 紙数の関係で割愛せざるをえなかったので、後 存在し、 江戸 ,の町方にも鷹狩りの さらに近世前期の幕府鷹場と江 また御拳場では 本稿ではそのことにも まず、 江 戸の あ 獲物となる諸鳥の 次いで大名屋敷 ないが御拳場近 町方での鷹場の ŋ それが近 触れるつも く必要があ 67 辺 範囲 111 戸 餇 旗 町 0

町

る。

註

- (1) 江戸幕府放鷹制度に関する研究成果は数多く蓄積さ(1) 江戸幕府放鷹制度に関する研究成果は数多く蓄積さ
- (3)「堀江家文書」S一五号文書(首都大学東京付属図書少なく、関係する自治体史の記述が参考になる。(註1参照)が、御捉飼場に関する研究成果はきわめて(2)幕府鷹場のうち御拳場に関する研究成果は多くある
- 一九九九年) 一四八頁。(4) 拙著『将軍の鷹狩り』(同成社江戸時代史叢書三、館蔵)。
- 5 定義すると、 期における鷹場制度の展開過程」(『法政史論』 0 定について触れ、大石学「「享保期における鷹場制 統制を中心に―」(『関東近世史研究論集』三、岩田 九七八年)〕については「このように限定して鷹場を 九七七年)〕の定義を採り入れ、筆者の定義 再 山﨑久登「都市の中の鷹場―江戸における浪 二〇一二年)。このなかで、山﨑は鷹場 [編・強化とその意義](『史海』 二三:二四合併号 鷹場が社会のなかで持った意義を、 0 第五号 概 人・犬 部分 念規 度
- 場の定義は、その本質を限定的に規定しないかぎり曖 を指摘しておきたい。 味模糊となり、 鷹場の本質解明に向けて研究を進めている。 第七巻第一号、二〇〇七年、法政大学人間環境学会)]、 放鷹制度の復活と鷹場環境保全体制」(『人間環境論集 と広域支配―その研究史にそって―」(『多摩のあゆみ 伊藤好一の従来の鷹場の定義の「属性」論批判 的に見えなくしてしまう虞れがある」とする。 第五一号、一九八八年)〕を受けて自説を修正し 「綱吉政権初期の鷹政策」 (『法政大学教養部紀要』第 〇七号特別号、 議論が拡散してしまう懼れがあること 一九九八年)、同「享保期における なお、 筆者は (鷹場 〔筆者
- 三〇頁、三九六頁参照。

) 伊藤好一「鷹場と広域支配―その研究史にそって―_

『多摩のあゆみ』第五一号、

一九八八年)。

 $\widehat{7}$

- (8) 主なものとして、註(4) および拙著『江戸幕府放鷹(8) 主なものとして、註(4) および拙著『江戸幕府放鷹
- (9) 主なものとして、大石学『享保改革の地域政策』(吉

20

右同、三〇頁

四三九、二〇〇九年)に見られる儀礼論をあげておきたい 館 友一雄『日本近世国家の権威 Ш 弘文館、 徳川社会の贈答システム―』 (講談社選書メチエ 一九九九年) 中の第二編、 一九九六年)にみられ でと儀 岡崎寛徳 る鷹場支配論、 礼』(吉川弘文 『鷹と将 大

- 10 統制を中心に―」(『関東近世史研究論集』 三、岩田書院 二〇一二年)。 山崎久登「都市の中の鷹場―江戸における浪人・犬
- (11)「江戸御場絵図」 (独立行政法人国立公文書館蔵)。
- 12 (1)『四谷塩町一丁目御用留』(江戸東京博物館史料叢書3) 「御府内朱引黒引図」(東京都公文書館蔵
- 14 江 | 御場御用留| .戸東京博物館、二〇〇〇年)九~一〇頁 (独立行政法人国立公文書館蔵)。
- 15 『寛永録』弐(江東区教育委員会、一九八七年)七頁。
- 16 御場御用留」 (独立行政法人国立公文書館蔵)。
- 17 註 (15)、八五~八六頁
- 18 一 <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> 拙著『生類憐みの世界』(同成社、 頁 二〇〇六年
- 19 『大田区史』(資料編) 平川家文書一、二六頁
- 21 『御触書宝暦集成』二四五頁、 七三七号。

「御場御用留」(独立行政法人国立公文書館蔵)。 『江戸町触集成』第六巻、二八五頁、七六四八号。

23 22

- 24 三四九~三八六頁。 五二一号、一九九一年)。改稿して収録したものが拙著 『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇八年 拙稿「伊奈忠尊失脚後の関東郡代制」(『日本歴史』
- 〔26〕 「堀江家文書」F一五五号文書(首都大学東京付属図 (25) 『大田区史』 (資料編)平川家文書一、二八六~二八七頁。
- 27 註 拳場中野筋町村の町村高書上が六八通残されている。 (26)、F九三号文書。堀江家文書には、 同年の御
- 28 註 26 F四四号文書。
- 29 にもほぼ同文の史料がある。 九年五月「触次役願ニ付村々議定書其外入置一札之写 註 (26)、F四二○号文書。同F四二六号文書の天保
- 30 註 (26)、F四二六号文書
- 31 一〇一四年)二八七~二八八頁。 中野達哉『江戸の武家社会と百姓・町人』 (岩田書院
- 32 33 「記事條例」六十九、雜之部 註 (26)、F二二九号文書。
- 「記事條例」七十一、 雑之部下 (国立国会図書館蔵)。 (国立国会図書館蔵
- 174 (53)

- 35
- 36
- 註 右に同じ。 (34) に同じ。
- <u>37</u> 38 註 (34) に同じ。
- 『新訂寛政重修諸家譜』第一三、三七二頁。
- 註 (34) に同じ。
- 辻達也編『新稿一橋徳川家記』 (続群書類従完成会、

<u>40</u> 39

42 41

註 (26) に同じ。 右同、一六〇頁。 九八三年)一四六頁。